

## パネルディスカッション「原発事故避難者の住宅支援の継続を求めて」

全国運動事務局 瀬戸(パルシステム)

### 1. 経緯

(1) 昨年5月、政府は区域外避難者に対して災害救助法に基づく住宅支援を2017年3月で終了させる方針を決めた。福島県は線量が下がり「避難する状況にない」が説明根拠、「年間追加被ばく線量 20 ミリシーベルト」前提、支援対象区域の縮小

(2) 「国の基準は年間1ミリシーベルト！なのに福島だけは20ミリで安全とされ帰還させる。憲法は、福島県の県境で立ち止まっている。福島県民は差別され、オリンピックまでに、原発事故や避難者などいかなかったことにしようとしている

(3) 福島県からのお知らせ「帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」

別紙1

- ① 無償期間終了後の施策として、▽避難元への移転費用の補助▽民間賃貸住宅の家賃補助▽公営住宅の確保に向けた支援などを掲げた。
- ② 家賃一部補助は都市相場を無視した月3万円上限で、期間も2年間だけ。敷金など初期費用10万円補助は認められたが、帰還者には支払われる引越越し費用は、なし。しかも、補助を受けるには都営住宅応募基準と同様の1人月15万8千円以下という所得制限がある。該当者はごく限られる。県が1月に実施した『意向調査』では、県外避難を希望する者の約7割が「(打ち切り後の)住宅がまだ決まっていない」と回答(3/26 毎日)。このままでは多くの避難者が路頭に迷う
- ③ 現在の住居を追い出される世帯向けの公的住宅は、雇用促進住宅を東日本の一部だけで検討。UR賃貸住宅の応募基準緩和も家賃から3万円を差し引いた額の4倍の月収が要件で、都市部の避難者にはハードルが高い。「生活再建」とは名ばかりで、帰還者には厚く、とどまる者は切り捨てる弱点をさらけ出している。
- ④ もうすぐ5年を迎えるが、原発事故は収束していない。福島県内では依然として、放射線量が平常値より高い地域がある。たとえ低線量であっても、子どもの体にどのような影響を及ぼすか心配する親の気持ちは尊重しなければならない。子ども・被災者支援法は、被災者が避難と帰還のどちらを選択した場合でも、適切に支援しなければならないとしている。避難先の住居も保障されて当然だ。

### 2. 区域外避難者に向けた住宅支援打ち切り(公営住宅退去通告)を主とした個別説明が開始された。—東京都—

#### 【経緯1】

3週間前に、区域外(自主)避難者個々に福島県から通知文書が届いた。

別紙2

～現在の避難先応急仮設住宅の退去通告が内容～

#### 【経緯2】

東京都都営住宅にて住宅支援打ち切り(公営住宅退去通告)を主とした個別説明が開始された。

区域外(自主)避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り決定に基づく、福島県の「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」の団地集会所での個別相談会が5月17日中野白鷺団地集会所を皮切りに、計6ヶ所で開催されている。

(5月26日新宿百人町、5月31日武蔵野緑町 6月2日江戸川区小松川 6月●日板橋区成増)

#### ●中野白鷺団地にて

- ① 避難者ひとりひとりが約1時間、時間を指定され、集会所に呼ばれ面談を受ける。避難者1人に4人の福島県や東京都の担当者が対応している。それだけで精神的圧迫を与える個別相談会だ。
  - ② 担当者は「都営住宅受付け期間が5月20日(金)までと締め切りが目前に迫っている事を強調し、今日にでも、その場にて募集申し込み用紙を記入するよう促したという。要するに、現在の都営住宅の無償供与が終了する事、都営住宅に引き続き居住する場合は、新たに応募し、抽選に当選する事が条件なのだ。ちなみに、白鷺団地の倍率は160倍だ。避難者の優先枠はまったく提示されない。
  - ③ ある避難者は、その場での都営住宅申し込みを拒むのか、「何故、避難したのか」「震災離婚と困難な避難生活、経済的、精神的苦痛など」「原発事故の責任所在」を訴えた。でも担当者から返ってきた言葉は「都営住宅を申し込まないのであれば、自ら民間住宅を借りて2年間じっくり考える時間をつくればどうですか？家賃補助を月額3万円補助します。(収入要件あり、2年目は2万円、3年目以降打ち切り)
  - ④ 「埼玉県のように避難者向けの優先入居や家賃補助などの支援枠はないのですか？」担当者は、何も答えなかったそうです。最後は前向きに都営住宅の抽選応募を検討してください。それで終了した。
- ⑤ 4月以降、住む場所さえ責任を持たない福島県、追従する東京都の対応、人間の生存の基本である「居住の権利と保障」さえ準備せず、ひたすら帰還を強制し、帰還しないのであれば自己責任で住居を探せ！こんな個別相談会は「避難の権利」以前に基本的人権の侵害行為だと思います。

### 【経緯3】 ●新宿百人町アパートにて

(1)5月17日、中野白鷺団地での状況、来年3月末での住宅無償供与終了と退去通告で、“現在の住まいに住み続ける事ができない”⇒避難者ひとりひとりが精神的に追い込まれている。避難者、支援者が有志で集まり、急遽「原発事故避難者支援センター準備会」を立ち上げ、相談ダイヤルを開設した。 別紙3

(2)5月26日、新宿百人町都営アパート集会所で相談会があるので、4人で向かい、相談会会場外で参加された皆さんひとりひとりにチラシを渡して状況を聞きながら“一人で悩まず相談ください”と声かけする。団地ポストにもポストインしてきたパルシステムの職員である事を伝える事で安心感が伝わる。震災支援で、地域で共に活動している新宿社会福祉協議会の皆さんが「避難者ひとりひとりに情報が伝わるようにしましょうね」といつてくれた。当事者ひとりひとりに情報が伝わり、相談頂ける体制が難しいと思っていたので本当に心強い。説明に来ていた福島県避難者支援課のTさんにもお会いし、私たちの取り組みを伝えた。避難者ひとりひとりの悲痛な叫びは解っているはずだ。Tさんも僕らのチラシ配布を認めてくれた。住宅無償支援継続を訴えながら、「今日の埼玉県・新潟県の支援施策を東京でもできる筈！」と粘り強く訴えるしかない。対話の扉は開き続ける。

(3)福島県の担当者との対話では「母子避難と母子世帯は違うと。母子世帯は深刻だ、と理解している。福島県の言い方を考えると、序列を作って支援をするという感じがした。、お金を持っている人は持っているのだと、支援する避難者と支援を打ち切る避難者が分けられるのではと感じた。情報によると東京都も独自の支援策を決めるという情報がある。

- ①何人もの当事者のみなさんと話した。共通しているのは「現在の住居は追い出してほしくない」「たとえ家賃を払う事になっても住み続けたい。せっかく慣れた住居をまた転居するのは辛い」母子世帯の当事者の方々とは会話する事ができなかったが、家賃無償継続を求めていると思う。
- ②忘れてはいけないのは地域で共に暮らす隣人の配慮と共助の関係だ。皆さんがどのような背景で避難を選択したのか、多くの隣人が勘違いしている「自主避難者も賠償をもらっているんだ。いつまで甘えているのだ！」このような偏見と中傷が多いそうだ。このような精神的苦痛を負いながら避難生活を継続されている事をもっと知る必要がある。当事者ひとりひとりの暮らしや経済的状況は確かに違う。本当にひとりひとりが疲れている事がわかる。
- ③避難者ひとりひとりの「避難の権利と生きる権利」を求めると共に地域で支えあう支援両方が必要だ。国や福島県、そして東京都の皆さんは避難者ひとりひとりが「幸せに生きる権利」を支えてほしい。避難者ひとりひとりが好きで避難したわけではなく、国策で進めてきた東電による原発事故の責任に起因する避難であった事、これ以上、被害者を経済的にも精神的にも追い詰めてはいけない。「現在の住宅は居続けて良い！」その位の事は今からでも言明してほしい。今日のチラシ配布で早くも相談ダイヤルに電話が鳴った。

### 3. 埼玉県の独自支援策の進捗

【独自支援策の進捗】 ーポイントは当事者と支援者(埼玉県民)が協同して粘り強く交渉したことー

(1)4月26日付けで避難者の優先入居(県営住宅)を通知した。しかし、検討する時間も無く締め切りになった。間に合った人達は現在審査中。

(2)自主避難者だけが入居できる枠は100に増やした。(現在、9カ所の県営住宅に暮らすのは36世帯71人、民間借り上げ住宅避難者にも対応できる)

(3)家賃払ってでも住み続けたい(いったん出て応募する、隣の部屋に引っ越す、ということが無い様に)という人向けに、その部屋に居続けることが可能になった。

(4)低所得者の家賃減免は、支援法の分離世帯の基準(2分の1とする)を採用してくれた。

(5)大家によっては敷金礼金を改めてとるということも。そのときには県が入ってくれるとのこと。

(6)個別訪問がとどめをさすことになりかねない、ということは県にもしっかり話している。追い出すためではなく、住み続けるための相談のためだということを書いてくれるように要望。女性の職員が自分の責任で全部回ると言ってくれた。

(7)無償でやったうえで、東電と福島県に求償するというスキームについても提案している。

#### 4. 福島県への要求

(1)5月30日、原発事故被害者団体連絡会(ひだんれん)は、原発被害者訴訟原告団全国連絡会(仮称 原訴連)と共同で、『住まいを奪うな!』住宅提供・区域指定・賠償の継続を求める共同集会を開催した。全国の避難当事者541名が連名で、共同声明「住宅の無償提供継続を要求する」を発しています。 **別紙4**

(2)同時に福島県には内堀知事との直接の話し合いの場を設定するよう申し入れ、回答期限を6月10日としました。内容は、①当面の事態の把握のための緊急会合⇒県当局が進めている「支援策」対象者の間に生じている問題等について共通認識を得るための話し合いを6月中旬まで開く②共通認識を得るための会合⇒以後、少なくとも毎月1回は会合を開き、年内をめどに、住宅問題と避難指示解除等に伴う諸問題解決への共通認識を得るための努力を重ねる。

#### 5. 今後の方向性 —住宅支援の継続を求めて—

##### 【避難者を孤立させない】 —東京を例に—

- ①早急に「避難者を孤立させない」方策をあまり時間をかけずに準備する
- ②まず相談センターを開設し電話相談が受けられる体制を構築した。一般社団法人「避難者支援センター」を6月末までつくり、弁護士による法律相談、生活支援、居住支援、避難者などのケア、子育て、就労支援、当事者同士の居場所や交流会などを、専門に取組む市民やNPOネットワークとの連携でつくる。
- ③避難者の確実に情報を届けるために、東京災害ボランティアセンターや広域避難者支援ミーティング、地域社協や労福協、東京都生協連と連携し、確実に「避難者相談ダイヤル・避難者支援センター」の情報が届くようにする。

##### 【自治体議員と連携して】

**別紙5**

- ①自治体議員に要請し、できるだけ多くの各市(区)議会に「意見書」「請願書」を提出する。市民有志で陳情書を提出する動きも続々と報告されている。
- ②6月8日(水)夜、東京都議会一般質問で生活者ネットワーク幹事長でもある西崎都議が6月8日(水)夜の一般質問で、住宅支援問題を取り上げる予定、共産党幹事長の大山都議が文書質問を準備している。連携可能な議員を与党含め、短期間で掘りおこし、住宅支援問題の可視化を6月議会でおこない、次年度予算の審議に入る9月議会に備える。

##### 【私たちからの要請事項】

政府や福島県に要求する事は、子ども被災者支援法を実行し避難者への住宅無償支援の継続を求める事にある。災害救助法の延長も本来は可能でもある。しかし政府や福島県が全く動かない状況下で、同時並行で避難先自治体に、「住み続ける権利の継続保障と家賃など経済的支援」を求める。充分とはいえないが、鳥取県や埼玉県、新潟県のように独自支援策を発表している県もある。

- ①現在のような避難者を個別に呼び出し、退去通告を前提にした面談は次回以降やめる事(退去を迫らない)
- ②埼玉県の事例のように東京都でも独自支援策をおこなう予定があるか
- ③独自施策を講じる場合、決定通知を避難者に通知するのではなく、避難者団体に施策案を提示し事前に協議する場を設定してほしい。(情報によれば東京独自の支援策を検討している可能性、避難者の序列をつけ支援される方と支援を打ち切られる方が分断されるのは好ましくない、原発事故災害であり、生活困窮者自立支援策ではない)
- ④民間借上げ住宅における大家さんとの協議内容など情報公開含め、施策案は特に協議を求める。(都営に比べ家賃も高い、敷金・礼金などの負担など避難者の経済的負担問題が大きい)

## 6. 全国各地の現況

- 北海道 ①公営住宅に870名、民間に723名。公営571、親せき125名。自主避難 939名  
 ②受け入れ自治体の独自支援は発表されていない。道知事が、住み続けたい人のために何かしたいと記者会見で言っている。支援法の枠は生きている。それに関しては当選確率の倍率など。申し込んでいる人は何人かいるけれど、動きたくないというニーズも多くて、それを利用する人がいない。  
 ③道営に入っている人が継続できない。いったん解約してもう一度入ってください、と。そういう問題がある。雇用促進は、福島県の緩和策の対象外ということで、桜台の雇用促進住宅は5万3千円の家賃。新規契約。収入要件家賃の3倍必要。母子家庭の人が残っていて、その人たちが収入要件を満たせない。生活保護の人もいるので、行き場がなくなる。  
 ④個別訪問がはじまっていて、民賃で決まってない人から個別訪問がはじまっていて、北海道の職員からアポ取りの連絡を入れている。生活保護の方も訪問もして、居丈高だった。体調が悪くて会えないと言ったら、「保護課と話をさせてくれ」と。本人を飛ばして、保護課に。それはおかしい。その県職員は生活保護について何も分からないから、福島県と直接話してください、と。回ってきた家庭に聞くと、引っ越し補助があるから、出ていけ、と。生活保護を受けて、自立してください、と。福島に帰るなら帰ってください、と。
- 新潟 ①埼玉は公営住宅が多いが、新潟は民間借り上げ住宅が多いことが特徴、福島県から本県への避難者は3339人で、うち避難指示区域外からの自主避難者は1973人。自主避難の489世帯が民間の借り上げ仮設、63世帯が公営住宅などに入居している。  
 ②17年度以降は独自で家賃などの支援をする方針、公営住宅への入居をあっせんするほか、低所得世帯や母子避難世帯向けに福島県が行う民間アパート などの家賃支援に1万円程度を上乗せ補助する。  
 ③公営住宅の空調や水回りなどの生活環境を整えた上で、自主避難世帯の入居を促す。一方で公営住宅に移ることができない世帯への民間アパートなどの家賃支援は、福島県の補助対象世帯への上乗せとする。福島県が17年度は2分の1（月最大 3万円）、18年度は3分の1（同2万円）を補助するため、本県は1万円前後を支援。公営住宅と同程度の負担で入居できるようにする。
- 京都 ①福島県による戸別訪問の実施状況について⇒京都府の現状は、マンパワーが足りず遅れているが、6月末から8月初旬に予定している（住宅管理者が中心となって訪問）  
 ②全国では、7月18日まで実施する予定（その後は9月、1月に計画している）  
 ③京都では5月16日から開始し、130世帯訪問し、55世帯が不在  
 ④京都府では、子ども・被災者支援法で定める対象地域に加え、会津地方（府独自措置）も含めた福島県全域（避難指示区域を除く）からの対象避難者に対し、一般募集とは別に優先入居枠を確保する府営住宅の特定目的優先入居募集を実施する（5/25 記者発表）⇒Q. 募集戸数が少ないのでは？A.空きが出たらその都度募集し、対応する。又、一般募集も可能。今回から単身の方も入居可となる。  
 ⑤訪問のあり方⇒Q行政のみではなく、心に寄り添える方が一緒に訪問に行った方がいいのでは？  
 A.「NPOなごみ」と相談し、検討します。心の病の方が多く見つかった場合は、連携している医療機関と相談し、対応する  
 ⑥訪問時には「その他生活再建に関する相談も受ける」とあるが、仮設・借り上げ住宅以外に住んでおられる避難者の方へはどう対応するのか？⇒A 順に相談窓口を設置していく予定。西日本では島根、沖縄で始まっている。6月末～7月には20か所になる。京都では「なごみ」が対応している。
- 岡山 雇用促進住宅以外、現状はバラバラになっている。この一年、賃貸や購入する方も見受けられる。各市町村がどんなふうに対応するのか把握しきれていないので、不透明な感じがする。岡山市は、独自なんですけど、入ってから5年間というのはそのまま継続。笠岡市だけが、今でも新規受け入れをしている。5年の以上の検討はない。入居優先も考えたいということをやっていた。件数は少ない。5世帯くらい。
- 沖縄 宮城が住宅が切れる。福島に限っては、のんびりしている感じがある。就職が厳しく、無償の延長を希望している。公営住宅の人があまりいない。ほとんどアパート。那覇市以外はほとんどいない。那覇市は支援住宅に住んでいる方がいる。水道料金の無料化くらい。住宅に関してはほとんどない。